

令和5年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」
PRプロモーション事業委託業務仕様書

1 事業名

令和5年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」PRプロモーション事業
(以下「本件業務」という。)

2 事業目的

平成31年2月に日本農業遺産に認定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」(以下「本システム」という。)の特徴や魅力を県内外の消費者に訴求し、認知度向上や地域への誘客につなげるためのリアルによるPRイベントの開催及びデジタルプロモーションを実施する。

3 委託上限金額

2,000千円以内(消費税及び地方消費税10%を含む。)

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日(金)まで

5 事業内容

平成31年2月に日本農業遺産に認定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」(以下「本システム」という。)の特徴や魅力を県内外の消費者に訴求し、認知度向上や地域への誘客につなげるためのリアルによるPRイベントの開催及びデジタルプロモーションを実施する。

(1) 農業遺産PRイベントの開催

県内での認知度向上や地域への誘客等につなげるため、地域内の市町等で開催されるイベントにおいて、本システムの価値を広くPRするための展示会及び生産者等によるマルシェを開催する。

ア 開催場所・回数

システムエリア内(宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町)や松山市内(または松山市内近隣地域)で開催される産業まつり等のイベントに出展し、3ヶ所程度の開催とする。また、イベント会場内等、集客が見込める場所を原則とする。
(システムエリア内での開催は必須)

イ 開催時期

柑橘が販売可能な秋から冬期にかけて実施すること。

また、多数の来場者が見込めるよう、極力各市町で開催される産業まつり等のイベントに出展することとし、生産者の参加や商品の種類にも配慮すること。

ウ 実施方法

- ① 感染症対策は各ガイドラインに準じて必要な対策を講じた上で、試食や試飲の実施、生産者による生果や加工食品の販売を行うこと。また、販売をサポートするため、生果の説明ができるスタッフを配置すること。
- ② イベント会場において、スタッフを配置した上で、本システムのPRプロモーション及び生産者参加によるマルシェを行うこと。

③ 上記②のPRプロモーションを行うに当たって、県が所有する動画等を活用した効果的なPR方法の提案を行うこと。

エ 参加生産者・商品

可能な限り多くの生産者の参加・商品の出品ができるものとし、提案に含むこと（参加生産者及び商品は、委託候補者として選定後された後に愛媛県と協議の上、決定する）。なお、生産者の参加が容易になるよう、会場までの交通費・送料等の支援を行うこと。

オ 制作物

POP等の販売に係る資材及び本システムのPRに係る資材を作成すること。

なお、県が保有する本システムのPRに係るロールアップバナー、パネル及び動画（VOBファイル）については、貸与可能（運搬等は受託者の負担）。

カ その他

本システムや関連する商品、下記（2）の効果検証に資する来場者アンケートを実施し、愛媛県及び生産者にフィードバックすること。

（2）プロモーション

農業遺産のPRパネルの製作展示や、デジタル広告等を活用して、農業遺産の魅力を発信し、農業遺産の知名度向上を図る。

ア 実施内容

① 農業遺産PRパネルの製作展示

農業遺産PRパネルのデザイン及びパネル製作を行う（5枚程度、パネル製作に必要な画像やイメージ図案は県が提供する。）。なお、パネルは（1）のイベントで展示する。

② デジタル広告の配信

システムのPR動画を活用したプッシュ型のデジタルプロモーションを実施し、農業遺産の魅力発信を行うとともに、本システムのInstagramフォロワー数を増加させることにより知名度向上を図っていく。

〔実施時期〕

効果的かつ効率的な時期に実施すること。

〔対象エリア〕

愛媛県内

〔ターゲティング〕

事業効果の最大化を図るために最適と考えられるターゲット層を検討の上、提案すること。

〔広告配信や効果検証〕

- ・ 広告媒体や配信方法について、本事業の効果の最大化を図れる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定の上、提案すること。
- ・ 本事業の成果を分析するために有効な指標について、事業の目的に応じた効果検証スキームや目標KPIを提示すること。
- ・ 広告配信は、リーチ数、クリック数やコンバージョン・エンゲージメント実績などの広告への反応を比較検証しながら、ターゲットに集中的に広告を配信し、事業効果の最大化を図ること。

(3) その他

- ア 上記(1)の事業については、社会情勢等で計画どおりの実施が困難な場合の代替案を併せて提案すること。なお、代替案として代行販売を提案する場合は、釣銭及び在庫管理等、必要な業務を受託者の責任において行うこと。
- イ 本件業務以外に県が実施する関連する事業についても、相乗効果を図るため、誠実に協力すること。
- ウ 上記以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

7 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密保持

- ア 本件業務に関し、受託者が愛媛県に提出した計画書等は、本件委託業務以外の目的で使用しない。
- イ 本件業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本件業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係規程に準じて取り扱うこととし、受託者は本件業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律等関係規程を遵守しなければならない。

なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

8 その他

- (1) 本件業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）について、委託料が完納された時点で愛媛県に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、愛媛県が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、愛媛県と協議の上、対応すること。
- (3) 本仕様書に定める以外の事項については、愛媛県の指示に従うこと。
- (4) 本件業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。